【資料 21】

新潟市障がい福祉課
平成 27 年 1 月 22 日
第 15 回条例検討会資料

第３章（第 19 条～第 25 条）
に関する取組み

目　次

第１９条（教育）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
第２０条（保育及び療育）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
第２１条（就労支援）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
第２２条（建物等の管理等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
第２３条（居住場所の確保）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
第２４条（適切な説明等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
第２５条（情報及びコミュニケーション）・・・・・・・・・・・・・・１３

（教育）

第１９条 市は、可能な限り障がいのある幼児、児童及び生徒（以下「幼児等」という。）が障がいのない幼児等と共に教育を受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図るとともに、障がいのある幼児等に対して、個別の教育支援計画その他の方法により必要な配慮が把握されるための取組みを行うものとします。

２　市は、本市の教職員が障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるために必要な取組みを行うとともに、教育に携わる教職員の専門性の向上を図るものとします。

３　市が設置する学校は、障がいのある幼児等が十分な教育を受けられるようにするため、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、それらの幼児等に対して、個別の教育支援計画その他の方法により必要な配慮を把握するものとします。

【学校支援課】※第１９条第１項・第２項・第３項関連

１．現状の取組みについて

現在、市立の幼稚園、小・中学校、高等学校には、特別支援教育コーディネーターを指名し、特別支援教育に係る校内委員会を設置し、組織的・計画的に実態把握、支援策等について検討を行い、実施しています。障がいのある児童生徒には、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、個々のニーズに応じた教育的支援を行っています。

市教育委員会で特別支援教育サポートセンターを設置し、学校に対する専門的な助言や研修会を実施しています。

障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学習する「交流及び共同学習」の機会を学校の実情に応じて取り入れています。また、すべての子どもが障がいの理解を深めるために「福祉読本」を教育委員会で作成し、授業に活用しています。

２．今後の取組みについて

市条例及び国が示している「インクルーシブ教育システムの構築」の方向性に基づき現在の取組をさらに継続・発展させていくとともに、個々のニーズに基づいた合理的配慮の提供を行います。

特別支援学級と通常の学級との「交流及び共同学習」や特別支援学校の子どもが居住地の小学校で学ぶ「居住地校交流」を進めます。

特別支援学級の教育だけではなく管理職や一般の教員対象の特別支援教育の研修を拡大し、専門性向上や理解の推進を図ります。

サポートセンターで合理的配慮の提供事例について情報収集を行い、学校に指導助言や調整を行います

（保育及び療育）

第２０条　市は、可能な限り障がいのある乳児及び幼児が障がいのない乳児及び幼児と共に保育を受けられるようにするため、保育の内容及び方法の充実を図るとともに、障がいのある乳児及び幼児に対して、個別の支援を行うための計画その他の方法により必要な配慮を把握する取組みを行うものとします。

２　市は、本市及び本市が認可する保育所職員が障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるために必要な取組みを行うとともに、本市及び本市が認可する保育所職員の専門性の向上を図り、障がいのある乳児及び幼児の早期発見を行うものとします。

３　本市及び本市が認可する保育所は、障がいのある乳児及び幼児が、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた適切な保育を受けられるようにするため、医療機関、福祉施設その他の関係機関と連携し、個別の支援を行うための計画その他の方法により必要な配慮を把握するものとします。

４　市は、障がいのある乳児及び幼児が、可能な限りその身近な場所において保育、療育その他これらに関連する支援を受けられる仕組みを構築するものとします。

【保育課】※第２０条第１項・第２項・第３項関連

１．現状の取組みについて

（１）新潟市の市立保育園、認可保育園すべてにおいて、障がいの程度にかかわらず、医師等の診断により集団生活が可能と判断される場合は受け入れています。

（２）障がいのある子どもの保育については、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、障がいのある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、クラスの指導計画の中に位置づけ、子どもの状況に応じた保育を実施できるよう、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成しています。

（３）専門機関とも連携を図り、必要に応じて助言等を得ています。

（４）外部講師による児童福祉施設職員対象の障がい児保育研修会を実施し、障がいのある子どもの理解と援助の仕方を学び、各保育園においてケース会議を実施し、担当保育士だけではなく、職員全体で共通理解を図り、協力しながら保育を進め質の向上を図っています。

２．今後の取組みについて

引き続き上記の現状の取組みを行うとともに、障がいのある乳児及び幼児とない乳児及び幼児が一緒に保育を受けられる体制を整備していきます。

また、市立及び市が認可する保育所においては、保育所職員に対して障がいや障がいのある人に対する理解を深める研修を実施し、専門性を高めるとともに、個別の支援計

画などにより障がいのある乳児及び幼児に対する必要な配慮を把握していきます。

市立及び市が認可する保育所以外の保育施設においても、個別の支援計画などにより障がいのある乳児及び幼児に対する必要な配慮が把握されるよう働きかけていきます。

【障がい福祉課】※第２０条第１項・第２項・第４項関連

１．現状の取組みについて

保育や療育のなかで、発達の遅れが心配される乳幼児や幼児を支援する取組みは、下記のものがあります。

（１）巡回支援専門員を配置（幼児ことばとこころの相談センターによる地域支援）し、保育園・幼稚園スタッフや保護者に対し、専門的助言などの支援を行っています。

（２）発達支援コーディネーターの養成研修を実施し、保育園や幼稚園において、障がいのある子どもへの支援のリーダー的役割を担う発達支援コーディネーターを養成しています。

（３）療育事業（療育教室）を実施し、各区で言葉や社会性などの発達の遅れが見られる乳幼児への支援や、その保護者への助言などを行っています。

（４）専門医による発達相談を実施し、健康診査や相談などの結果、医師の相談が必要と認められる乳幼児に対し、医師等により発達の見極め・指導助言・専門医療機関や療育機関の紹介を行っています。

２．今後の取組みについて

引き続き上記の現状の取組みを行うとともに、発達の遅れが心配される乳幼児や幼児を支援する取組みを充実させていきます。

また、保育課と協力し、市立及び市が認可する保育所以外の保育所においても、個別の支援計画などにより障がいのある乳児及び幼児に対する必要な配慮が把握されるよう働きかけていきます。

（就労支援）

第２１条 市は、障がいのある人が就労により自立した生活を営むことができるようにするため、障がいのある人が必要とする就労に係る相談及び支援を行うものとします。

２　市は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携し、事業者に対して障がいのある人の就労に関する制度の周知を図るものとします。

３　市及び事業者は、障がいのある人の障がいの特性を理解し、その雇用の機会を広げるとともに、就労の定着を図るよう努めなければなりません。

【障がい福祉課】

１．現状の取組みについて

（１）新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」を開設（H25.10）し、障がいのある人の就職前の相談から就職後の定着支援まで伴走型支援を実施すると共に、障がいのある人を雇用する企業や雇用しようとする企業に対しても、採用までの手順から仕事の割り振り、研修、指示、指導の仕方などトータルコーディネートを併せて実施しています。

　また、平成26年度より障がい者雇用に積極的に取り組む企業を支援する制度として、融資の際の利息や信用保証料を補助する障がい者雇用推進融資事業と障がい者雇用に取り組んでいる企業を認定する障がい者雇用企業認定事業（みつばち企業認定制度）を開始しました。

（２）新潟労働局、障害者就業・生活支援センター、新潟県、新潟市等で構成する新潟県障害者雇用促進プロジェクトチームで、障がい者雇用に関する制度や進め方を説明した冊子「障害者雇用のみちしるべ」を発行し、企業などに対し制度の周知に努めています。

（３）企業や福祉関係者などを対象とした、障がい特性や障がい者雇用に対する理解促進のためのセミナーを開催しています。

　また、障がい者雇用企業の開拓や就職後の支援についても、「こあサポート」と連携し取り組んでいます。

２．今後の取組みについて

上記の現状の取組みを引き続き行うとともに、改正障害者雇用促進法や当条例の趣旨を周知し、障がい者雇用を促進していきます。

また、地域特性を生かした取り組みとして、農業分野での障がい者雇用を推進し、職域の拡大を図ります。

（建物等の管理等）

第２２条　市は、不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設の設計、整備に当たっては、利用する障がいのある人の意見を出来る限り聞き、その障がいの特性を理解し、その障がいの特性に応じた必要な配慮を行うものとします。

２　市は、不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設の管理に当たっては、利用する障がいのある人の障がいの特性を理解し、その障がいの特性に応じた必要な配慮を行うよう努めなければなりません。

３　不特定多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を管理する事業者は、障がいのある人がこれらを利用するときは、その障がいの特性を理解し、その障がいの特性に応じた必要な配慮を行うよう努めなければなりません。

【住環境政策課】※第２２条第１項・第２項関連

１．現状の取組みについて

（１）設計段階における視点として、移動空間、行為空間、情報、環境、安全の５つの項目を揚げ、ＵＤの考え方や施設整備にあたっての基本原則を「施設整備のポイント」として整理しています。

（２）施設整備にあたって、項目毎に別添の「設計のＵＤポイント」を参考に施設の特性を考慮した設計及び施工を実施し、また、供用開始後の施設の利用状況などについて検証と改良ポイントなどについて、更にフィードバックを行っています。

≪参考≫

・新潟市公共建築物ユニバーサルガイドライン（平成 19 年 3 月）

・国土交通省「庁舎における設計のＵＤポイント」（別添）

２．今後の取組みについて

結果だけでなく継続してスパイラルアップを行っていきます。

① 計画の策定から実行までの各段階において利用者の声が反映されていること。

② 繰り返しによりデザインが進化していくこと。

③ 改善を続けていく姿勢や過程（プロセス）が重視されていること。

【土木総務課・道路計画課】※第２２条第１項・第２項

１．現状の取組みについて

（１）道路における障がいのある方の利用に対する配慮については、高齢者、障害者等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年 6 月）に基づき、国土交通省令を参酌した移動等円滑化基準を設け、道路の新設又は改築の際に、当該基準を満たす設計・施工を実施しています。

（全ての歩行空間をバリアフリー化することが理想ですが、短期的にバリアフリー化を実現することは現実的に困難なため、高齢者、障がい者の利用の多い箇所を優先に整備を進めています）

（２）道路の新設又は改築においては、地元説明などの際に住民の方のご意見・ご要望をお聞きし、可能な限りそれらを取り入れた形での整備を行っています。

（３）既存道路施設について、本市には約 6、500km の管理延長があり、供用開始が古い道路について移動等円滑化基準が満たされていない道路施設があります。その中でも利用者が多く、バリアフリー化の要望がある道路施設については、優先的に歩道段差の切り下げ、点字・誘導ブロックの敷設、樹根等による隆起歩道の処理などを行うとともに、基準を満たす整備を行った道路については、基準に適合するよう維持管理しています。

≪参考≫

○　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

第 10 条　道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、当該特定道路（以下この条において「新設特定道路」という。）を、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例（国道（道路法第三条第二号の一 般国道をいう。以下同じ。）にあっては、主務省令）で定める基準（以下この条において「道路移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

２　前項の規定に基づく条例は、主務省令で定める基準を参酌して定めるものとする。

３　道路管理者は、その管理する新設特定道路を道路移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

４　道路管理者は、その管理する道路（新設特定道路を除く。）を道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※特定道路･･･多数の高齢者、障がい者の移動が通常徒歩で行われる道路

２．今後の取組みについて

引き続き、高齢者、障がい者が移動しやすい道路環境整備に取り組むとともに、整備した道路について適切に維持管理を行っていきます。

【公園水辺課】※第２２条第１項・第２項

１．現状の取組みについて

（１）都市公園における障がいのある方の利用に対する配慮については、新潟市都市公園条例第２条第７～１９項において、都市公園施設である園路及び広場、屋根付広場、休憩所及び管理事務所、野外劇場及び屋外音楽堂、駐車場、便所、水飲場及び手洗場、指示版及び標識について、国土交通省令を参酌した移動等円滑化基準を設け、都市公園施設の新設及び更新・改修の際に、当該基準を満たす設計・施工を実施しています。

（２）都市公園の新設においては、地元説明などの際に住民の方のご意見・ご要望をお聞きし、可能な限りそれらを取り入れた形での整備を行っています。

（３）既存都市公園施設について、本市には1、300を超える都市公園があり、供用開始が古い公園について移動等円滑化基準が満たされていない都市公園施設があります。その中でも利用者が多く、施設のバリアフリー化の要望がある都市公園施設については、優先的に更新・改築を行うとともに、基準を満たす整備を行った公園については、基準に適合するよう維持管理しています。

２．今後の取組みについて

障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例制定後においても、従来どおり移動等円滑化基準を満たした都市公園施設の新設あるいは更新・改修を行い、公園利用者の方のご意見・ご要望を伺う機会においては、障がいのある方も含めた多くの方の声をお聞きし、公園づくりに活かしていきます。

引き続き、高齢の方、障がいのある方が移動しやすい公園環境整備に取り組むとともに、整備した公園について適切に維持管理を行っていきます。

【都市交通政策課】※第２２条第３項関連

１．現状の取組みについて

○　バス、鉄道での主な取り組みは以下のとおりです。

（１）バス：新潟交通㈱では、主に以下のことを実施しています。

①　身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を対象に運賃割引制度を導入。

②　誰もが乗りやすいバスの利用環境創出に向け、ノンステップバスなどバリアフリー対応車両の導入を推進。（平成25年度末には全バス車両353台のうち239台と、68％が導入済み。）※平成26年度は、9台追加予定。

（２）鉄道：ＪＲ東日本㈱では、主に以下のことを実施しています。

①　駅のエレベーター設置、段差解消などのバリアフリー化を実施しており、現在新潟市内の28駅中11駅にて整備済みで、現在、荻川駅が整備中。

※整備済み：新潟駅、白山駅、関屋駅、寺尾駅、新潟大学前駅、内野駅、亀田駅、新津駅、豊栄駅、内野西が丘駅、矢代田駅（11 駅）

※なお、国の基本方針に基づき、平成 32 年度までに 1 日当たりの平均利用者が 3、000 人以上の駅全てをバリアフリー化することを目標としており、今後は東新潟駅、小針駅、巻駅、越後石山駅を優先して整備する方針です。

○　移動しやすいまちづくりに向けた、本市独自の条例を制定しています。

新潟市では、移動しやすいまちづくりには、徒歩、自転車及び公共交通が日常生活及び社会生活に密接に関わるものであるという認識のもと、平成 24 年 7 月に「新潟市公共交通及び自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくり条例」（通称：移動しやすいまちづくり条例）を制定しました。

この条例により市民と目的を共有するとともに、市民・交通事業者・市などの責務を明確にし、交通環境整備や利便性の向上に取組んでいます。

２．今後の取組みについて

引き続き交通環境整備や利便性の向上に取組むとともに、公共交通を管理する事業者に対し障がい特性に応じた必要な配慮を行うよう周知を図っていきます。

【障がい福祉課】※第２２条第３項関連

１．現状の取組みについて

身体障害者補助犬法により、公共施設や公共交通機関をはじめ、不特定多数の人が利用する病院やホテル、飲食店、スーパー等の民間施設において、身体障害者補助犬の受け入れが義務化されています。市では、法の趣旨等の周知を図るため、リーフレット等の配布を行うとともに、補助犬同伴者及び事業者からの受け入れに関する相談を受け、適切な対応がなされるよう助言を行っています。

２．今後の取組みについて

上記の現状の取組みを引き続き行うとともに、公共施設や公共交通機関を管理する事業者に対して、この条例の趣旨や各障がい特性を解説するパンフレット、合理的配慮の提供に関するガイドラインを周知することで、障がいのある人が利用しやすいまちづくりに努めます。

（居住場所の確保）

第２３条　市は、障がいのある人（意思表示できない場合はその家族）が選択した地域で生活を営むことができるようにするため、障がいのある人の居住する場所の確保及び居住の継続のために必要な取組みを行うものとします。

【住環境政策課】

１．現状の取組みについて

（１）市営住宅の入居は原則抽選（公募）であるが、高齢の方、障がいのある方など居住の安定の確保に配慮する必要がある方に対しては、優遇抽選（抽選札の枚数）を行っています。

（２）新潟市健幸すまいリフォーム支援事業を行っています。（新潟市独自の施策）

（３）新潟市マンション共用部分バリアフリー化支援事業を行っています。（新潟市独自の施策）

≪参考≫

○　新潟市営住宅条例（第７条抜粋）

①　60 歳以上の者

②　障害者基本法第２条第１項に規定する障害者であって、その障がいの程度が下記のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める程度のいずれかに該当するもの

・ア　身体障がい　身体障害者福祉法施行規則別表第５号に規定する１級から４級までのいずれかに該当する程度

・イ　精神障がい　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条第３項に規定する１級から３級までのいずれかに該当する程度

・ウ　知的障がい　イに規定する程度に相当する程度

○　新潟市健幸すまいリフォーム支援事業（補助金申請の手引きより）

子どもを安心して産み育てられ、高齢者等が安心して暮らせる健康で幸せな環境を創出することを目的として、既存住宅のバリアフリー化・省エネ化及びそれに併せて行う居住環境や住宅機能の維持・向上のための住宅リフォーム工事を行う方に、その費用の一部を補助します。

○　新潟市マンション共用部分バリアフリー化支援事業（補助金申請の手引きより）

高齢者をはじめ誰もが暮らしやすい良質なマンションストックの形成を誘導し、安心して暮らせる住まいづくりを推進することを目的として、分譲マン

ションの共用部分のバリアフリー化を行おうとするマンション管理組合に対して、工事に要する費用の一部を補助します。

２．今後の取組みについて

住み慣れた地域で安心・安全・快適に暮らせる住宅・住環境の形成を目指します。

【障がい福祉課】

１．現状の取組みについて

障がいのある人が選択した地域で生活を営むことができるよう、市ではグループホームの施設整備費や運営費に対する各種補助金を活用するなどし、整備促進に努めるとともに、福祉ホームの運営支援やアパート暮らし体験事業を行っています。

また、自宅に居住する障がいのある人が、必要に応じて住宅改修を行う場合、住宅リフォーム助成及び障がい者住宅整備資金融資制度により経済的支援を行っています。

≪参考≫

○　社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

＊グループホームの創設

補助額＝施設整備費×3/4（上限額 2、170 万円）

※土地の買収・整地費用や備品購入費は含まない。

○　グループホーム運営費補助金

①重度者支援経費	障害支援区分４以上の利用者	480 円/人・日
②世話人処遇改善費	上記①以外の利用者	250 円/人・日
③介護人同居経費	10、000 円＋介護人家賃相当額（月額）	
④初年度備品整備費	開設時の備品整備に係る経費（上限額 50 万円）	

○　新潟市福祉ホーム助成事業

補助額＝下記の①と②で算出された額を合計した額

①補助対象経費（管理人の給料、顧問医手当、修繕費、消耗品費など）と補助基準額（月額 227、670 円）のいずれか低い方の額×（実利用者数÷定員）×0.9

②本人利用料×生活保護受給者又は支援給付受給者、市民税非課税者の実利用者数

○　アパート暮らし体験事業

民間アパート１室を借り上げ、一人暮らしを想定した体験部屋を用意し、日帰り利用または体験宿泊をすることで、アパートでの一人暮らしがどのようなものか具体的なイメージをもってもらうことを目的とした事業。

○　住宅リフォーム助成

重度の身体障がい者が自宅で安心して生活できるように、浴室やトイレなどを改造する費用の助成を行います。

①対象世帯　身体障害者手帳1･2級又は療育手帳Ａをお持ちの方がいる世帯で、前年の世帯員の収入合計が600万円未満の世帯

②対象住宅　障がい者本人が居住する住宅

③対象工事　障がい者の日常生活改善に直接関わる工事

④助 成 額

世帯区分	助　成　限　度　額			
	助成率	介護保険が適用される方	介護保険が適用されない方	
			日常生活用具の居宅生活動作補助用具給付対象の方	左記以外の方
生活保護世帯	100%	80万円		100万円
所得税非課税世帯	75%	60万円		75万円
所得税課税世帯	50%	40万円		50万円

・助成率をかけると助成限度額を下回る場合は、低い方の金額。

・介護保険の住宅改修費あるいは日常生活用具の居住生活動作補助用具給付を併用する方は、その給付部分を除く。

○　障がい者住宅整備資金融資制度

障がい者の居住環境を改善するため、障がい者の専用居室等の新築、増改築、又は改造のための資金の貸し付けを行います。

①対　象　者　身体障害者手帳1～4級又は療育手帳Ａをお持ちの方及び同居親族。

②貸付限度額　410万円

③利　　率　年1.8%

④償 還 方 法　元利均等月賦償還（貸付を受けた翌月から返済）

⑤償 還 期 限　10年以内（70歳の誕生月の前月までに完済）

⑥保　証　人　取扱金融機関の定めるところによる

２．今後の取組みについて

引き続き上記の現状の取組みを行い、障がいのある人の居住場所の確保に努めます。

また、平成２９年度までに障がいのある人が地域で安心して生活できる仕組みとして、新たに地域生活支援拠点を整備します。

（適切な説明等）

第２４条　市及び事業者は、その業務又は事業を行うに当たっては、障がいのある人及びその家族に対して、その障がいの特性を理解し、その障がいの特性に応じた適切な説明及び情報の提供を行うよう努めなければなりません。

【中央区健康福祉課】

１．現状の取組みについて 聴覚障がい者への手話対応や筆談、視覚障がい者への音読による説明および郵便物に点字シールを貼付するなどの対応を行っているほか、障がいの特性や程度により、ケースバイケースで適切な説明や情報の提供に努めています。
２．今後の取組みについて 上記の現状の取組みを引き続き行い、障がい特性や程度に応じた適切な説明及び情報の提供に努めていきます。

【障がい福祉課】

１．現状の取組みについて 当課が所管する附属機関等（条例検討会・障がい者施策審議会など）においては、障がい当事者から希望があった場合、点字資料・手話通訳・要約筆記などを提供し、障がい特性に応じた情報提供を行っています。また、窓口では、手話通訳者の配置や筆談により、聴覚障がいの特性に応じた情報提供を行っています。
２．今後の取組みについて 上記の現状の取組みの充実を図るとともに、障がいのある人が差別感を感じない適切な説明及び情報提供が行われるよう、この条例の趣旨や各障がい特性を解説するパンフレット、合理的配慮の提供に関するガイドラインを周知していきたいと考えています。

（情報及びコミュニケーション）

第２５条　市は、障がいのある人が自ら選択するコミュニケーション手段を利用できるよう、コミュニケーション手段の普及啓発及び利用の拡大を支援するとともに、コミュニケーションに係る相談及び支援を行うものとします。

２　市は、災害発生時その他の緊急時に障がいのある人にその障がいの特性に応じた支援を行うとともに、コミュニケーションが困難な障がいのある人に対し、その障がいの特性に応じた情報提供を行うものとします。

３　市及び事業者は、コミュニケーションが困難な障がいのある人に対し、日常生活又は社会生活を営む上で必要なサービス及び情報を提供するとき、又は情報を受取るときは、その障がいの特性を理解し、その障がいの特性に応じた必要な配慮を行うものとします。

【障がい福祉課】

１．現状の取組みについて

（１）コミュニケーション支援事業（手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業、手話通訳者設置事業）として、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員を派遣するとともに、区役所に手話通訳者を設置し、意思疎通が図れるよう支援しています。

（２）意思疎通のための情報支援者の確保・養成のため、手話奉仕員等養成研修事業を実施し、聴覚障がいのある人への福祉に理解と熱意を有する人を養成しています。

（３）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修や派遣事業として、盲ろう者向け通訳・介助員を養成し、派遣を行っています。

（４）ＩＴサポートセンターを設置し、障がいのある人がパソコンなどのＩＴ機器を気軽に利用できるようにするコミュニケーション支援を実施しています。

（５）大規模災害により、福祉避難所が開設された場合には、ガイドラインに従い、コミュニケーションが困難な障がいのある人に対しては、手話通訳等の緊急的福祉サービスの手配を行うこととしています

２．今後の取組みについて

上記の現状の取組みを引き続き行うとともに、充実を図っていきます。

また、この条例の趣旨や、各障がい特性を解説するパンフレット、合理的配慮の提供に関するガイドラインの周知を図り、障がいや障がいのある人への市民の理解を深めることで、障がいの特性に応じたコミュニケーション支援が行われるよう努めます。